

# 任期制の教員に関する規程

規定第 1 1 5 2 号

一部改正 2014 年 11 月 1 日 2015 年 3 月 23 日  
2016 年 4 月 1 日 2017 年 4 月 1 日  
2018 年 4 月 1 日

## (目的)

第 1 条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（以下「大学教員任期法」という。）（平成 9 年 6 月 1 3 日法律第 8 2 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき雇用する教員について、必要な事項を定めたものである。

## (定義)

第 2 条 この規程における教員とは、大学教員任期法第 5 条第 1 項に基づいて任期を定めて雇用する教員を指し、本規程にて定めていない事項については、別途、各職種の規程にて定めることとする。

2 前項以外の目的により雇用する教員については、別途、個別に各規程にて定めるものとする。

## (職種名、号数、組織、身分、任期及び学内関連規程)

第 3 条 任期制の教員の職種名、大学教員任期法第 4 条第 1 項の該当する号数（以下「号数」という。）、組織、身分、任期及び学内関連規程については、別表のとおりとする。

## (再任に関する事項)

第 4 条 任期制の教員の再任に関する事項については、別途、各職種の規程にて定めることとする。

2 再任の上限年数又は上限回数が定められている職種において、その上限に到達した後に別職種にて同一人を再雇用しようとする場合は、常務理事会にて審議することとする。

## (規程の公表)

第 5 条 この規程は、本学のホームページ等に掲載し、広く周知を図るものとする。

## (規程の改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、学部長会議にて意見を聴き、職務権限規程に基づき行うものとする。

## 付 則

- 1 この規程は、2014 年 3 月 10 日から施行する。
- 2 この規程は、2014 年 1 1 月 1 日から一部改正し施行する。（グローバル教育センター）
- 3 この規程は、2015 年 3 月 2 3 日から一部改正し施行する。（グローバル教育センター）
- 4 この規程は、2016 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。（別表（号数表記の追加、飛行訓練センター専任所員の追加、大学院任期付教員、特任教員 A、特任教員 B 及び外国人等客員教員の修正））
- 5 この規程は、2017 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。（別表（日本語教育プログラム教育講師の追加））
- 6 この規程は、2018 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。（別表（大学院公共政策研究科特任教員、キャリアセンター任期付教員及び教務助手の追加））

<別表>

職種名	号数	組織	身分	任期	学内関連規程
学部任期付教員	第1号	各学部	教授 准教授 講師	※1	(規定第885号) 学部任期付教員規程
大学院任期付教員	第1号	各研究科	教授 准教授 講師	※1	(規定第647号) 法政大学大学院任期付教員規程 (規定第1018号) 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科イノベーション・マネジメント専攻任期付教員規程
企画・戦略本部 特任教員	第1号 又は 第3号	企画・戦略本部	教授 准教授 講師	※1	(規定第730号) 企画・戦略本部特任教員規程
大学院公共政策研究科特任教員	第1号	公共政策研究科公共政策学専攻	教授	1年	(規定第1265号) 大学院公共政策研究科特任教員規程
特任教員A (任期付教員)	第1号	法務研究科	教授	※1	(規定第745号) 法政大学大学院法務研究科任期付教員規程
特任教員B (実務家・みなし専任教員)	第1号	法務研究科	教授	1年	(規定第747号) 法政大学大学院法務研究科実務家・みなし専任教員規程
特任教員 (専任所員(任期付))(規定第1172号第4条)	第1号	グローバル教育センター	教授 准教授 講師	※1	(規定第1172号) グローバル教育センター特任教員規程
特任教員 (規定第1172号第7条)	第1号	グローバル教育センター	准教授 講師	1年以内で、 必要な期間	(規定第1172号) グローバル教育センター特任教員規程
日本語教育プログラム教育講師	第1号	グローバル教育センター	講師	1年 ただし、1年未満とする場合あり	(規定第1218号) 法政大学日本語教育プログラム教育講師に関する規程
飛行訓練センター 専任所員(任期付教員)	第1号	飛行訓練センター	教授 准教授 講師	1年以内で、 必要な期間	(規定第1197号) 法政大学飛行訓練センター専任所員(任期付教員)に関する規程
キャリアセンター 任期付教員	第3号	キャリアセンター	教授 准教授 講師	※1	(規定第1247号) キャリアセンター任期付教員規程
助教	第2号	各学部	助教	※1	(規定第884号) 助教規程

現代福祉学部助教	第2号	現代福祉学部	助教	3年 ただし、再任 時は1年	(規定第975号) 法政大学現代福祉学部助教に 関する規程
外国人等客員教員	第1号	各学部 及び 各研究科	教授 准教授 講師	(A) : 半年, 1年, 3年  (B) : ※2	(規定第328号) 法政大学外国人等客員教員規 程
大学院客員教員	第1号	各研究科	教授 准教授 講師	半年 1年	(規定第533号) 法政大学大学院客員教員規程
教務助手	第1号	理工学部, 生命 科学部及びデ ザイン工学部	助手	3年 ただし、再任 時は1年	(規定第1263号) 法政大学理工学部, 生命科学 部及びデザイン工学部の教務 助手に関する規程
兼任教員	第1号	各学部, 各研究科, 通信教育部, 研究所 及び グローバル教 育センター	教授 講師	1年以内で, 必要な期間	(規定第1128号) 兼任教員の就業に関する規則

※1 5年以内で必要な期間とするが、労働基準法第14条に反しない期間とする。

※2 1か月を単位とし、原則として、1か月以上3か月以内とする。ただし、特別な事情がある場合は、1か月未満とすることができる。

(追51)